

税のお知らせ

所得税、市県民税の申告期限は3月15日(金)です。申告期限間近になると、窓口が大変混雑します。申告書は国税庁ホームページの申告書等作成コーナーを利用するなど、ご自分で作成してお早めにご提出ください。

マイナンバーの記載と番号確認書類等について

●所得税の確定申告・市県民税の申告いずれも、申告書には、申告者本人、控除対象(同一生計)配偶者および扶養親族のマイナンバーの記載が必要です

●申告書の提出時には、申告者本人の番号確認書類と本人確認書類の提示(所得税の確定申告の場合は、写しの添付でも可)が必要となります(控除対象(同一生計)配偶者および扶養親族のマイナンバーについては、確認書類の提示は不要です)

申告に必要なもの	
①個人番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード等)	
②本人確認書類(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等) ※マイナンバーカードを持参した場合は不要です	
③印鑑	
④源泉徴収票、収支内訳書、その他収入および必要経費を証明する書類(領収書、帳簿等)	
⑤所得控除の対象となる医療費の明細書・窓口納付もしくは口座振替で支払った国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料・介護保険料・小規模企業共済等掛金・寄附金などの領収書等、生命保険料・地震保険料などの控除証明書	
⑥配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が明らかになるもの	
⑦障害者控除を受ける方は、障害者手帳等、障害者控除対象者認定書(障害者控除対象者認定書の交付は、区役所障害高齢課で申請が必要になります)	

所得税の確定申告

問仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

所得税の確定申告が必要な方

◎給与所得者の場合

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与を1カ所から受けていて、給与・退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◎給与所得者以外の場合

事業をしている方や不動産収入がある方、土地・建物や株式等を買った方などで一定の要件に当てはまる方

公的年金等受給者の方

公的年金等収入が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告が不要です。ただし、多額の医療費を支払ったときなど、源泉徴収された所得税の還付を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があります。

なお、所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは、「市県民税の申告が必要な方」(4ページ)をご覧ください。市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638にお問い合わせください。

給与所得者の還付申告

給与所得者の方で次に該当する方は、確定申告をすることにより、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- 多額の医療費を支払った方
- 住宅ローンなどによりマイホームの取得や増改築などをした方
- 年の途中で退職し、再就職していない方

■国税庁ホームページ<https://www.nta.go.jp/>の「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成ができます。作成した申告書は、印刷して郵送等で税務署に提出できるほか、「電子申告(e-Tax)」でも提出できます

■税務署が発行したIDとパスワードがあれば、マイナンバーカードとICカードリーダーライターがなくてもe-Taxが利用できます。詳しくは税務署にお問い合わせください

確定申告書作成会場を開設します

◎開設期間＝2月18日(月)～3月15日(金)(土・日曜日を除く。ただし、2月24日(日)、3月3日(日)は開設します)

開設時間	会場	対象
9:00～16:00	アズテックミュージアム 仙台産業展示館 (太白区中田町杉ノ下18)	仙台北・仙台中・仙台南 税務署管内の方
9:00～17:00 (受け付けは16:00まで)	仙台北税務署 (青葉区上杉1-1-1) 仙台中税務署 (若林区卸町3-8-5)	仙台北税務署管内の方 仙台中税務署管内の方

●会場の混雑状況によっては、受け付け終了時間を早める場合があります

■所得金額や税額の計算の仕方など、確定申告に関してご不明な点は、最寄りの税務署に電話でお問い合わせください。音声案内により確定申告電話相談センターにおつなぎします

所得税確定申告書の次の欄は市県民税の計算に必要です。忘れずに記載をお願いします

◎「住民税・事業税に関する事項」欄

特に同一生計配偶者・16歳未満の扶養親族を有する場合の扶養親族氏名、配当割額控除額と株式等譲渡所得割額控除額、寄附金税額控除に関する事項等

◎住宅ローン控除を受ける方の「特例適用条文等」欄

居住開始年月日等の必要事項

住宅ローン控除は確定申告または年末調整に基づいて適用されます

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

2009年から2021年までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から引き切れなかった控除額がある場合は、税務署への確定申告または勤務先での年末調整の基づいて、引き切れなかった分が翌年度の市県民税(所得割)から控除されます(限度額があります)。

市県民税の申告

問市民税課【青葉区・泉区】☎214・8637、【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8638

市県民税の申告が必要な方

平成31年1月1日現在、仙台市にお住まいで、下記「市県民税の申告が不要な方」に該当しない方(平成30年中に所得がなかった方も申告が必要です。申告しない場合は非課税証明書等を発行できないことがありますので、ご注意ください)

公的年金等収入が400万円以下の年金受給者で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方について

所得税の確定申告は不要ですが、公的年金等以外の所得がある場合や、医療費控除・社会保険料控除(国民健康保険料や介護保険料等で、銀行窓口等や口座振替によりご自身で支払った分があるとき)などの控除を受ける場合には、市県民税の申告が必要です。

市県民税の申告が不要な方

- 所得税の確定申告をする方およびその扶養親族の方
- 給与所得のみの方で、事業主(勤務先)から仙台市に給与支払報告書が提出されている方およびその扶養親族の方
- 公的年金等の所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除がない方
- 収入が年金のみで、65歳未満で年金収入が105万円以下の方または65歳以上で年金収入が155万円以下の方

市県民税申告会場

◎開設期間＝2月18日(月)～3月15日(金)(閉庁日を除く)

受付時間	会場
9:00～11:30、13:00～16:00	●青葉区役所9階会議室 ●宮城野区役所6階ホール(★) ●若林区役所6階ホール(★) ●太白区役所5階ホール(★) ●泉区役所東庁舎5階大会議室
9:30～11:30、13:00～16:00	●宮城総合支所3階会議室 ●秋保総合支所2階大会議室

●会場の混雑状況によっては、午前・午後の受け付け終了時間を早める場合があります

●宮城野区・若林区・太白区の会場(★)で昨年まで開催していた「税理士による確定申告無料相談会」は今年から開催しませんので、所得税の確定申告は確定申告書作成会場(5ページ)で相談・申告してください

市ホームページ「市県民税額試算・申告書作成コーナー」https://zeisim.e-civion.net/tax-project/tax/sendai_top.htmlで市県民税の税額の試算や申告書の作成ができます



市税の納め忘れはありませんか

問北徴収課【青葉区・泉区】☎214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区・太白区】☎214・8154

平成30年度分の市税の納め忘れはありませんか。円滑な市政運営のため、市税納付にご協力をお願いします。納付が難しい場合は早急にご相談ください。

平成31年度に適用される市県民税の主な税制改正

◆配偶者(特別)控除の見直し

納税者本人の合計所得金額に応じて、配偶者(特別)控除額が定められます。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限額が引き上げられます。詳しい控除額はお問い合わせください。

◆同一生計配偶者について

納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除の適用はなくなりますが、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合は扶養親族として取り扱われます。※配偶者が障害者である場合は障害者控除のみ適用されます

問市民税企画課☎214・8042

平成31年度から軽自動車税の税率が変わる車両があります

問市民税企画課☎214・8625

軽自動車のグリーン化を進める観点から、初めて車両番号の指定を受けた年月から13年を経過した経年車(平成31年度は自動車検査証の初度検査年月が平成18年3月以前の車両が対象)に対して、税率を引き上げる重課が適用されます。

車種		税率
三輪(660cc以下)		4,600円
四輪乗用(660cc以下)	営業用	8,200円
	自家用	12,900円
四輪貨物用(660cc以下)	営業用	4,500円
	自家用	6,000円

●一部対象から除かれる車両もあります。詳しくはお問い合わせください

軽自動車税に係る変更手続きはお早めに

問区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は10ページ)、市民税企画課☎214・8625

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。バイクや軽自動車などの名義や住所が変わった場合や廃車した場合、盗難に遭った場合は手続きが必要です。例年3月は窓口が大変混雑しますので、できるだけ2月中に手続きをお願いします。

種類	手続き窓口
原動機付自転車(125cc以下バイク)、小型特殊自動車(農耕作業用含む)	区役所税務会計課、総合支所税務住民課
バイク(125cc超250cc以下)、三輪・四輪の軽自動車(660cc以下)	宮城県軽自動車協会 ☎388・6033
バイク(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050・5540・2011

償却資産(固定資産税)の申告はお済みですか

問資産課税課☎214・8619

市内に償却資産(事業用資産)をお持ちで、まだ申告がお済みでない方は、平成31年1月1日現在の資産の明細を記入した申告書を至急提出してください。